

令和4年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R4.12.9	R5.2.1	「第5回葛西臨海水族園事業計画検討会」の後、「葛西臨海水族園事業計画検討会報告書」の公表に至る間の、建設局の事務局と全員との交信記録、議事録。及び各委員からの「葛西臨海水族園事業計画検討会報告書」への意見、訂正など校正文。					1											当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 公園緑地部 計画課
2	R4.12.9	R5.2.1	・令和2年3月3日付け「辞任届」 ・令和2年3月4日付け「辞任届」	※		1													(第7条第2号) 令和2年3月3日付け「辞任届」に記載された住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (第7条第4号) 個人の印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にすることから犯罪の予防に支障を来すおそれがあるため。	建設局 公園緑地部 計画課
3	R5.1.25	R5.2.1	東京都第三建設事務所中野工区（4） 外壁改修その他工事 施工体系図	1	1															建設局 第三建設事務所 庶務課
4	R5.1.25	R5.2.2	令和4年11月28日打合せ記録簿 案内側防災工事に伴う水路（八王子市所管）の護岸復旧工事について	1		1													(第7条第2号) 個人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	建設局 南多摩西部建設事務所 工事課
5	R5.1.27	R5.2.3	土砂災害防止に関する基礎調査 （急傾斜地の崩壊）（急傾斜地の崩壊 区域調書） 201038-K237	※		1														建設局 南多摩西部建設事務所 工事課
6	R5.1.25	R5.2.3	【街路築造工事のうち擁壁設置工事 （3西-青梅3・4・4）】 上記工事の第2回契約変更に係る 設計書類一式	※		1														建設局 道路建設部 街路課
7	R5.1.25	R5.2.3	神代植物会館屋上防水改修工事 上記のうち 施工体系図	1	1															建設局 西部公園緑地事務所 工事課

令和4年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
8	R5. 1. 25	R5. 2. 6	水門管理センター改修工事【04-00059】 施行体系図	1	1															建設局 江東治水事務所 水門管理課
9	R5. 1. 25	R5. 2. 7	施工体系図 (東京都第五建設事務所(3)防水ドア設置工事【03-00632】)	1		1					1									(第7条第2号) 代表者名以外の個人名については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 建設局 総務部 用度課
10	R5. 1. 25	R5. 2. 7	東京都南多摩東部建設事務所多摩工区(3)外壁改修その他工事 上記案件の施工体系図	1		1					1									(第7条第2号) 代表者名以外の個人名については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 建設局 南多摩東部建設事務所 庶務課
11	R5. 2. 1	R5. 2. 10	グラウンドアンカー健全性診断に関する調査委託のうち健全性がわかる資料 ・アンカー健全度調査に伴う詳細調査委託(28西の1) ・アンカー健全度調査に伴う詳細調査委託(28西の2) ・アンカー健全度調査に伴う詳細調査委託(28奥の1) ・アンカー健全度調査に伴う詳細調査委託(29西の1) ・アンカー健全度調査に伴う詳細調査委託(29西の2) ・アンカー健全度調査に伴う詳細調査委託(29奥の1) ・アンカー健全度調査に伴う詳細調査委託(29奥の2) ・グラウンドアンカー健全度詳細調査委託(29南西) ・既設グラウンドアンカー詳細調査委託(29大の1) ・アンカー健全度調査に伴う詳細調査委託(29ハの1) ・アンカー健全度調査に伴う詳細調査委託(29小笠原) ・アンカー健全度調査に伴う詳細調査委託(30西の1) ・アンカー健全度調査に伴う詳細調査委託(30西の2) ・アンカー健全度調査に伴う詳細調査委託(30西の3) ・アンカー健全度調査に伴う詳細調査委託(30西の4) ・アンカー健全度調査に伴う詳細調査委託(30奥の1) ・アンカー健全度調査に伴う詳細調査委託(30奥の2) ・グラウンドアンカー健全度詳細調査委託(30南西の1) ・既設グラウンドアンカー詳細調査委託(30大の1) ・既設グラウンドアンカー詳細調査委託(30大の2)	※	1															建設局 道路管理部 保全課

令和4年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
18	R4.12.26	R5.2.24	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定評価書（2022年3月25日付第20227N-12-03002号）<〇〇作成> ・令和4年度第1回東京都財産価格審議会（議事録） ・令和4年度第1回東京都財産価格審議会議案 	159		1													<p>（第7条第2号及び第4号） 個人に関する情報で、公にすることにより特定の個人を識別できるため。また、公にすることによって、偽造され犯罪に利用される可能性があるため。</p> <p>（第7条第4号） 公にすることによって、偽造され犯罪に利用される可能性があるため。</p> <p>（第7条第3号） 公にすることにより、一般に公表していない法人の財産に係る情報が明らかとなり、法人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>（第7条第2号） 鑑定対象の不動産の評価額の算出に要した取引事例地の所在地、地積、取引価格等の概要であって、取引事例地が個人所有に係る不動産であった場合、公にすることにより、取引事例地に係る特定の個人を識別することができる、又は特定の個人が識別できなくとも、公にしている個人の財産に係る情報が明らかとなり個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>（第7条第3号） 鑑定対象の不動産の評価額の算出に要した取引事例地の所在地、地積、取引価格等の概要であって、取引事例地が法人所有に係る不動産であった場合、公にすることにより、一般に公表していない法人の財産に係る情報が明らかとなり、当該法人の事業運営上の地位を損なうこととなるため。</p> <p>（第7条第3号） 鑑定対象の不動産の評価額の算出に係る情報は、鑑定を行った法人が独自の知識と経験に基づき算出・抽出したものであり、公にすることにより、当該法人の業務上のノウハウが明らかとなり、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</p>	建設局 東京都 東部公園緑地事務所 庶務課

令和4年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
																			<p>(第7条第6号) 鑑定対象の不動産の評価額やその算定に係る情報であり、公にすることにより、都の契約事務等に係る情報が明らかとなり、都の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるほか、鑑定を依頼した法人のノウハウが明らかとなることで当該法人との信頼関係が失われ、都が行う契約事務及び収用事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>(第7条第3号) 鑑定対象の不動産の評価額の概要等であり、公にすることにより、一般に公表していない法人の財産に係る情報が明らかとなり、法人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(第7条第3号) 鑑定対象の不動産の評価額の算定に係る情報であり、これらは鑑定を行った法人が独自の知識を経験に基づき算出・抽出したものであり、公にすることにより、当該法人の業務上のノウハウが明らかとなり、競争上又は事業運営上の地位がそこなわれると認められるため。</p> <p>(第7条第3号及び第6号) 鑑定対象の不動産の評価額の買収予定総額であり、公にすることにより、一般に公表していない法人の財産に係る情報が明らかとなり、法人の権利利益を害するおそれがある。また、都の契約事務等に係る情報が明らかとなり、都の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるほか、鑑定を依頼した法人のノウハウが明らかとなることで当該法人との信頼関係が失われ、都が行う契約事務及び収用事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>(第7条第5号) 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。</p>	

